

## 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告書修正案

修正箇所	修正前	修正後
7 <sup>ア</sup> -ジ <sup>*</sup> 18行目	ロール	ロール等
7 <sup>ア</sup> -ジ <sup>*</sup> 25行目	吹付式の塗装に係るもの以外の塗装の用に供する乾燥施設を規制対象とすることが適当である。	吹付式の塗装に係るもの以外の塗装の用に供する <u>ＶＯＣを蒸発させるための乾燥施設</u> を規制対象とすることが適当である。
9 <sup>ア</sup> -ジ <sup>*</sup> 15行目	染色整理業における布地の樹脂コーティング	染色整理業における布地の <u>コンバーティング</u>
9ページ 22行目	接着の用に供する乾燥施設（焼付施設を含む。以下同じ。）のみ規制対象施設とすることが適当である。	接着の用に供する <u>ＶＯＣを蒸発させるための乾燥施設</u> （焼付施設を含む。以下同じ。）のみ規制対象施設とすることが適当である。
10 <sup>ア</sup> -ジ <sup>*</sup> 19行目	印刷の用に供する乾燥施設（焼付施設を含む。以下同じ。）のみ規制対象施設とすることが適当である。	印刷の用に供する <u>ＶＯＣを蒸発させるための乾燥施設</u> （焼付施設を含む。以下同じ。）のみ規制対象施設とすることが適当である。
11 <sup>ア</sup> -ジ <sup>*</sup> 25～26行目	特に、溶剤として使われたＶＯＣを乾燥させて除去する際に、多くのＶＯＣが排出される。したがって、化学製品製造関係施設については、乾燥施設を規制対象施設とすることが適当である。	特に、溶剤として使われたＶＯＣを蒸発させて除去する際に、多くのＶＯＣが排出される。したがって、化学製品製造関係施設については、 <u>ＶＯＣを蒸発させるための乾燥施設</u> を規制対象施設とすることが適当である。
12 <sup>ア</sup> -ジ <sup>*</sup> 22～23行目	ＶＯＣを洗浄剤として用いている工業用洗浄施設においては、洗浄工程及びその後の乾燥工程のいずれにおいてもＶＯＣが蒸発し、排出される。洗浄機及び乾燥機は構造上一体となっている施設（三槽式洗浄機等）が多いため、規制対象施設としては、洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。以下同じ。）とすることが適当である。	ＶＯＣを洗浄剤として用いている工業用洗浄施設においては、洗浄工程及びその後の乾燥工程のいずれにおいてもＶＯＣが蒸発し、排出されるので、 <u>規制対象施設とすることが適当である。さらに、洗浄機及び乾燥機は構造上一体となっている施設（三槽式洗浄機等）が多いため、洗浄施設に乾燥施設を含めて規制対象施設とすることが適当である（以下同じ。）。</u>
14 <sup>ア</sup> -ジ <sup>*</sup> 8行目	取扱い量	取扱量
20 <sup>ア</sup> -ジ <sup>*</sup> （別表） 39行目		<u>注）「乾燥施設」はＶＯＣを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はＶＯＣを洗浄剤として用いるものである。</u>